

# ウェスタン・グローバル債券ファンド (SMA専用)

追加型投信／海外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 本書により行う「ウェスタン・グローバル債券ファンド(SMA専用)」(以下「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月10日に関東財務局長に提出しており、2024年1月11日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

Franklin Templeton Japan Co., Ltd.

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号  
設立年月日: 1998年4月28日 資本金: 10億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 8,669億円  
(2023年10月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

Mitsubishi UFJ Trust Bank Co., Ltd.

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先 フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

URL  <https://www.franklintempleton.co.jp>

TEL  03-5219-5940

(受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

主に日本を除く世界の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

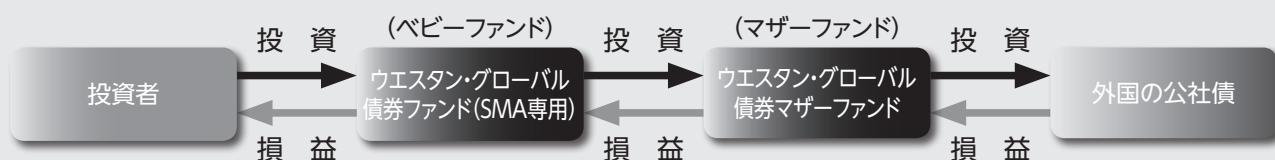
#### 特色1 主に日本を除く世界の公社債に投資します

- ウエスタン・グローバル債券マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)を通じて、主に日本を除く世界の公社債に投資を行います。
- ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)\*をベンチマークとします。  
\*ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)は、ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックスを委託会社が独自に円換算したものです。  
「Bloomberg®」およびブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、ウエスタン・グローバル債券ファンド(SMA専用)を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、ウエスタン・グローバル債券ファンド(SMA専用)に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。
- 原則として、取得時において1社以上の格付機関から投資適格(BBB-/Baa3)以上の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債を主要投資対象とします。ただし、取得時において信託財産の20%を上限としてこれを下回る信用力の公社債に投資することができます。
- 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、マザーファンドでは、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することができます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 特色2 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

## 特色3 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのウエスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、資産運用会社である「ウエスタン・アセット」の次のグループ各社(以下「投資顧問会社」)に委託します。

名称	所在地
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ*	ブラジル
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア
ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社	日本

\*Western Asset Management Company Distribuidora de Títulos e Valores Mobiliários Limitada



WESTERN ASSET

### ウエスタン・アセット

- 設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州
- 運用資産約3,695億米ドル。(約55兆円)\*

\*2023年9月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2023年9月末現在の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.58円)によります。

### ウエスタン・アセットの拠点



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドの目的・特色

### ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 為替予約の利用およびデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

### 分配方針

毎決算時(毎年10月9日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



#### 為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



#### 金利変動リスク(金利が上がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



#### 信用リスク(信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品のデフォルト(元利金支払いの不履行または遅延)、発行会社の倒産や財務状況の悪化およびこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



#### カントリーリスク(新興国に投資するリスク)

一般的に、新興国では法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。これらの要因により、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、流動性が低く価格変動が大きくなる場合があります。また、政治・経済情勢の変化、投資機会に影響を与える規制が発動された場合等には、基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。



#### デリバティブ取引等のリスク

保有資産の価格変動リスクを回避する目的に加えて、当ファンドの収益向上を追求するために債券、為替、金利関連のデリバティブ(金融派生商品)および為替予約取引を活用することができます。これらの取引の価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブ等の価格変動が基準価額の変動により大きな影響を与える可能性があります。また、店頭取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



### その他の留意点

- 収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

### リスクの管理体制

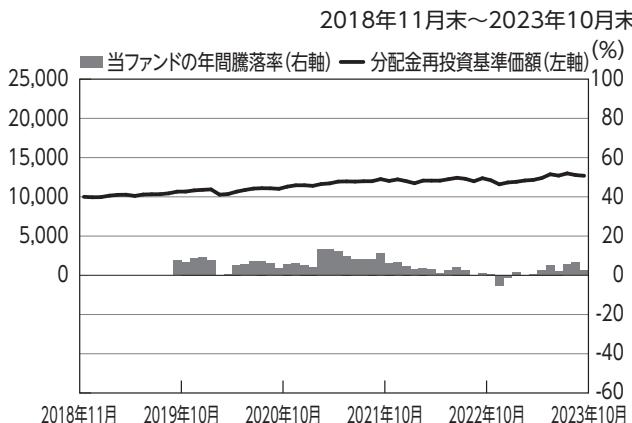
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

エグゼクティブ・マネジメント・コミッティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

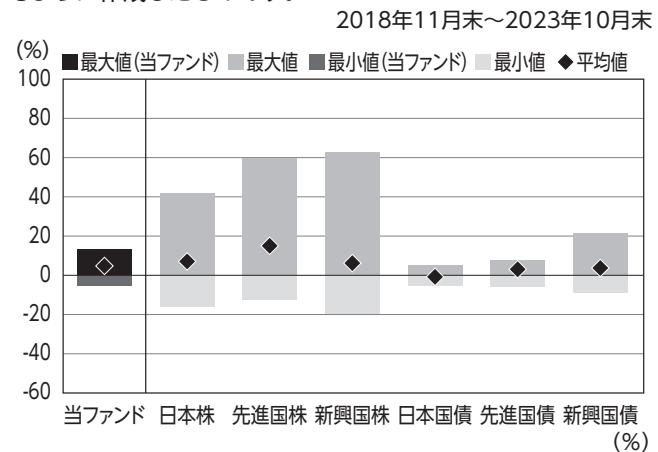


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、2018年11月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2019年10月から2023年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2018年11月から2023年10月の5年間(当ファンドは2019年10月から2023年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### (※)各資産クラスの指標

日本株 … 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株… MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株… MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債… NOMURA-BPI 国債

先進国債… FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関する責任は、野村総合研究所が負担するものではありません。

#### 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したもので、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

#### FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



# 運用実績

基準日:2023年10月31日

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

## 基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
12,749円	0.1億円

## 分配の推移

2019年10月	0円
2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わること、または分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況(ウェスタン・グローバル債券マザーファンド)

### ■種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	50.63
地方債証券	0.43
特殊債券	17.86
社債券	31.49
投資証券	3.36
現金・預金・その他の資産	-3.78
合計	100.00

### ■通貨別構成

通貨	比率(%)
米ドル	47.02
ユーロ	20.68
中国元	8.55
カナダドル	3.65
日本円	3.57
その他	16.53
合計	100.00

### ■組入上位銘柄

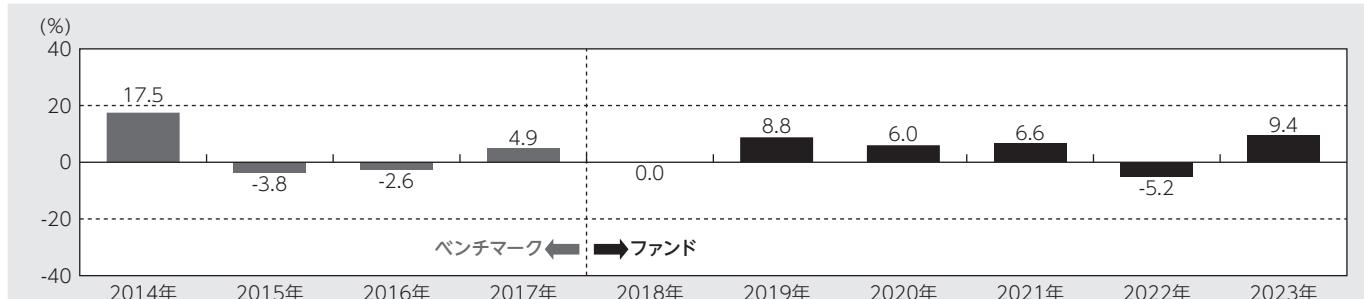
銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	0.375	2026年1月31日	8.16
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	0.375	2024年8月15日	5.41
WA CHINA BOND FUND LLC.	アメリカ	投資証券	—	—	3.25
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	1.375	2028年10月31日	3.21
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	0.750	2026年4月30日	2.58
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	2.625	2027年5月31日	2.29
US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	1.375	2050年8月15日	2.19
MEXICAN BONOS DESARR FIX	メキシコ	国債証券	7.750	2042年11月13日	2.13
BUNDES REPUBLIC DE	ドイツ	国債証券	1.700	2032年8月15日	2.06
TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	1.375	2033年7月15日	2.05

※外国債券TBA銘柄の売建残高(売付債券)は「特殊債券」に含まれません。また、「現金・預金・その他の資産」には負債としての売付債券を控除した値を記載しております。

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.03%です。

## 年間收益率の推移



※年間收益率は、税引前分配金を再投資したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2018年はファンドの設定日(2018年10月10日)から年末までの收益率、2023年は年初から基準日までの收益率を表示しています。

※2017年以前はベンチマークの年間收益率を表示しております。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



## 手続・手数料等

### お申込みメモ

申込の受付	販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。
購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2024年1月11日から2024年7月10日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	2028年10月10日まで(2018年10月10日設定) ※信託期間は延長することがあります。
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行なことがあります。 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年10月9日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行ないます。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



## 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	<p>ありません。(有価証券届出書提出日現在) ※購入時手数料は販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。</p>		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	<p><b>純資産総額に対し年率0.462%(税抜0.42%)</b> ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヶ月の終了日とします。以下同じ。)および毎決算時または償還時に支払われます。 ※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p>		
配分および役務の内容	委託会社	0.27%(税抜)	委託した資金の運用等
	販売会社	0.12%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
	受託会社	0.03%(税抜)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等
その他の費用・手数料	<p>売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等 原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。 その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。) 日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎決算時または償還時に支払われます。</p> <p><b>&lt;主要な手数料等を対価とする役務の内容&gt;</b></p> <p>売買委託手数料:有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 監査費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 印刷等費用:印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用</p> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		

※投資者の皆さんにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・上記は2023年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

